

## 萩・石見空港オリジナルキャラクター使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は萩・石見空港オリジナルキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは萩・石見空港利用拡大促進協議会が定めた萩・石見空港オリジナルキャラクターの基本デザイン及び、その展開デザインのことをいう。

### (使用承認申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ萩・石見空港オリジナルキャラクター使用承認申請（様式第1号）を萩・石見空港利用拡大促進協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし次号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 関係自治体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) その他会長が認める目的で使用するとき。

2 会長が必要と認めたときは、キャラクターを使用しようとする者に対し、使用、承認に関する資料を求めることができる。

### (使用承認)

第4条 会長は前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用される恐れがあるとき。
- (3) 特定の個人または団体などの売名に利用される恐れがあるとき
- (4) 不適切な媒体等での利用やずさんな改変等により、萩・石見空港及びキャラクターのイメージを損なう恐れがあるとき。
- (5) 営利を目的とするとき。（ただし、あらかじめ会長の承認を受けた場合を除く。）
- (6) 申請者が暴力団員、暴力団関係者または反社会勢力に該当するとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、会長がキャラクターの使用を不適切と認めるとき。

2 会長は前条の規定による申請に基づき使用承認をした場合、萩・石見空港オリジナルキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第5条 申請者は事業が完了後、速やかに萩・石見空港オリジナルキャラクター使用実績報告書（様式第3号）を会長に提出し、その成果を報告しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）承認された用途にのみ使用し、会長の支持する条件に従うこと。
- （2）承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- （3）萩・石見空港のオリジナルキャラクターであることを明記すること。
- （4）キャラクターの使用に係る物品等の完成品は、速やかに提出をすること。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。